

議案第 34 号

伊賀市鉄道施設条例の制定について

伊賀市鉄道施設条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市鉄道施設条例

(設置)

第 1 条 伊賀市三田を起点とし、伊賀市比土を終点とする路線に係る鉄道の用及び旅客等の利便に供するため、線路、車両、駅その他の施設（以下「鉄道施設」という。）を設置する。

2 鉄道施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊賀線	三田、野間、東高倉、小田町、上野西大手町、上野丸之内、上野玄蕃町、上野農人町、上野寺町、上野伊予町、上野茅町、上野桑町、久米町、四十九町、依那具、市部、沖、才良、枅川、下神戸、上林、古郡、比土

(使用の許可)

第 2 条 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 3 項に規定する第二種鉄道事業の用に供するため鉄道施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、鉄道施設を使用しようとする者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による市長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項の許可をする場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(使用の制限等)

第 3 条 市長は、鉄道施設を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使

用者の鉄道施設の使用を拒み、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 鉄道施設を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施設の使用を制限することができる。

(使用料)

第4条 第2条第1項の規定により使用の許可を受けた者の使用料は、無料とする。

2 第2条第2項の規定により使用の許可を受けた者の使用料は、伊賀市行政財産目的外使用料条例（平成22年伊賀市条例第36号）の規定によるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項の規定による鉄道施設の使用許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。